

令和 8 年 7 月
東京都下水道局

工事受注者の皆様へ

下水道局が施行する建築工事のうち「猛暑に伴う労務費の増加費用の積算方法
の対象工事」として記載がない工事への対応について

工事受注者の皆様におかれましては、日頃から下水道局の事業執行につきまして御協力をいただきありがとうございます。

これまで猛暑対策として、下水道局が施行する建築工事（建築機械設備工事、建築電気設備工事を含む。）では「猛暑を考慮した適切な工期設定の運用」を行ってきましたが、新たな対策として猛暑下における作業効率の低下等を考慮し、労務費の増加費用を計上することとしました。

別紙の対象工事に該当する場合は、猛暑に伴う労務費の増加費用についての協議を発注者に請求することができますのでお知らせします。

【問合せ先】

下水道局 計画調整部

技術開発課 土木設計基準担当

Tel 03-5000-7645

第1 積算方法の概要

下記の第2の1に該当する工事の受注者は、工事請負契約書第17条第1項の規定により、猛暑に伴う労務費の増加費用について契約金額の変更の協議を、下水道局に対して請求することができる。

第2 具体的な内容

- 1 下水道局が施行する建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事のうち、特記仕様書に「猛暑に伴う労務費の増加費用の積算方法の対象工事」との記載がない工事（夜間工事を除く。）を対象とする。
- 2 工事期間中のうち令和8年以降に想定される猛暑による労務費の増加費用算定日数※、もしくは令和8年以降に発生した WBGT 値 31 以上となった時間の実績値から、猛暑に伴う労務費の増加費用を算定する。
計算方法は「下水道局が施行する工事における猛暑に伴う労務費の増加費用の積算方法」に準じる。なお、変更にあたっては、当初契約の落札率を計上する。

※増加費用算定日数とは、定時の現場作業時間（8時～17時まで、「東京都の休日に関する条例」第1条第1項に規定する東京都の休日及び夏季休暇を除く。）とし、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が31以上となった時間について、過去5年間のWBGT値データに基づき算定し、日数に換算したものの5年分を平均したもの

第3 請求期限

契約金額の変更協議の請求期限については、工期の末日から2か月前までを原則とするが、これにより難しい場合は監督員と協議する。